



## あい社会保険労務士法人

〒706-0024

岡山県玉野市御崎2丁目3番13号

TEL: 0863-81-5634

FAX: 0863-33-3896

e-mail: [ksato@aisr.or.jp](mailto:ksato@aisr.or.jp)

ホームページ: <https://aisr.or.jp>



### 日本年金機構から公表された 19歳以上23歳未満の被扶養者認定要件変更の案内とQ & A

#### ◆被扶養者認定における年間収入要件の変更

令和7年度税制改正において、19歳以上23歳未満の親族等を扶養する場合における特定扶養控除の要件の見直し等が行われました。これを踏まえ、扶養認定を受ける者(被保険者の配偶者を除く)が19歳以上23歳未満である場合の年間収入要件の取扱いが変わり、日本年金機構のホームページでは、変更内容の案内やQ & Aを公表しています。

#### ◆19歳以上23歳未満の年間収入要件が「150万円未満」に

扶養認定日が令和7年10月1日以降で、扶養認定を受ける者が19歳以上23歳未満の場合は、現行の要件である「年間収入130万円未満」が「年間収入150万円未満」に変更になります。「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。

年齢要件(19歳以上23歳未満)は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定されます。

#### ◆Q & A

日本年金機構のQ & Aでは、以下のようになっています。

- ・あくまで年齢によって判断され、学生であることの要件は求めない。
- ・年間収入が150万円未満かどうかの判定は、従来と同様の年間収入の考え方により判定される。具体的には、認

定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むこととなる。

- ・令和7年10月1日以降の届出で、令和7年10月1日より前の期間について認定する場合、19歳以上23歳未満の被扶養者にかかる年間収入の要件は130万円未満で判定する。

同内容は従業員への周知も必要になりますので、よく確認しておきましょう。

【日本年金機構「19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わります」】

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2025/202508/0819.html>

### 出生後休業支援給付および育児時短就業給付の利用状況について

厚生労働省から「雇用保険制度の主要指標」が公開され、雇用保険法の改正により令和7年4月から新設された出生後休業支援給付および育児時短就業給付の受給者数と支給金額が明らかとなりました。

#### ◆出生後休業支援給付金とは

共働き・子育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに(配偶者が就労していない場合などは本人が)14日以上の子育て休業を取得した場合に、最大28日間支給します。

支給額は、原則として休業開始時賃金日額の13%相当額を、休業期間の日数

分（28 日が上限）です。育休中は健康保険料・厚生年金保険料が免除され、育児休業給付金は非課税のため、出生時育児休業給付金または育児休業給付金で支給される休業開始時賃金日額の 67%と併せて手取り 10 割相当の給付となります。

#### ◆育児時短就業給付金とは

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2 歳に満たない子を養育するために時短勤務（以下「育児時短就業」といいます。）した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

支給額は、原則として育児時短就業中の各月に支払われた賃金額の 10%相当額です。

#### ◆出生後休業支援給付の受給者数と支給金額

- ・ 4 月：125 人／2,941,000 円
- ・ 5 月：3,842 人／129,876,000 円
- ・ 6 月：11,379 人／411,681,000 円

#### ◆育児時短就業給付の受給者数と支給金額

- ・ 4 月：－／－
- ・ 5 月：840 人／11,144,000 円
- ・ 6 月：14,369 人／292,963,000 円

※育児時短就業給付については、初回の支給申請が令和 7 年 5 月以降に行われるため、令和 7 年 4 月の支給実績はありません。

申請する可能性がある場合に備え、制度の理解や書類の整備を進めておきましょう。

【厚生労働省「2025 年 4 月から「出生後休業支援給付金」を創設しました」】  
<https://www.mhlw.go.jp/content/16000000/001372778.pdf>

【厚生労働省「2025 年 4 月から「育児時短就業給付金」を創設しました」】  
<https://www.mhlw.go.jp/content/16000000/001394846.pdf>

## 10 月は「年次有給休暇取得促進期間」です

厚生労働省は、毎年 10 月を「年次有給休暇取得促進期間」と位置づけ、労働者の年次有給休暇取得を促進するための広報・啓発活動を展開しています。



年次有給休暇は働く人の心身の健康保持や生活の質の向上にとって重要な制度であり、働き方改革を推進するうえでも欠かせないものです。取得率は約 65%にとどまっており、政府は 2028 年度までに 70%の達成を目指しています。企業においては、促進期間を一つの機会として、取得率向上に向けた取組みが求められます。

#### ◆年次有給休暇の年 5 日取得義務の確実な履行

労働基準法の改正により、2019 年 4 月から使用者は年次有給休暇が 10 日以上付与される労働者に対し、5 日の年次有給休暇を取得させる義務を負っています（労働基準法第 39 条第 7 項）。

この義務は、雇用形態にかかわらず該当するすべての労働者が対象です。取得義務を果たしていない場合には、30 万円以下の罰金が科されることもあるため、法令を遵守した確実な管理が求められます。

年次有給休暇の取得促進には、計画的な業務運営や休暇の分散化に役立つ「年休の計画的付与制度」や、働く人の事情に応じた柔軟な休み方を可能にする「時間単位年休」の活用も考えられます。

【厚生労働省「年次有給休暇取得促進特設サイト」】

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

